

確認事項

エムポックスについては、令和6年8月にWHOから「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」が宣言されていたが、令和7年9月5日（日本時間）にPHEICの終了が宣言された。政府としては、エムポックスの国際的な感染拡大や国内における発生等に備え、引き続き次の措置を講ずる。

1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の状況等に関する情報収集を行う。
2. 在外邦人を含めた国民のり患防止を目的として、エムポックスに関する情報提供や注意喚起を実施する。
3. 感染が疑われる患者への対応に備え、国内において既に整備されている検査体制、医療提供体制等を適切に維持する。